

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025 年 7 月 4 日	
山梨県知事 長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県南アルプス市吉田1000番地	
氏 名 Astemo株式会社 山梨工場 サイト長 河口 利雄 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 055-282-4111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	Astemo株式会社 山梨工場
事業場の所在地	山梨県南アルプス市吉田1000番地
計画期間	2025年(令和7年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	年間売上高 約350億(2024年度実績)
③ 従業員数	788人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 廃酸(強酸、有害) 表面処理工程(めっき設備)→廃酸→産廃委託(中和処理→中和汚泥→乾燥→有価金属回収・セメント原料化) (2) 廃油(引火性廃油) 部品洗浄設備→洗浄廃液→産廃委託(蒸留→再洗浄液製品化・助燃剤化) (3) 汚泥(有害) 表面処理工程(めっき設備)→清掃汚泥→産廃委託(洗浄・無害化→脱水→乾燥→有価金属回収・セメント原料化)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(1)のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 6 年度)実績】		別紙(2)のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		別紙(2)のとおり
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) -		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) -		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】 別紙（3）のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第6面)

備考

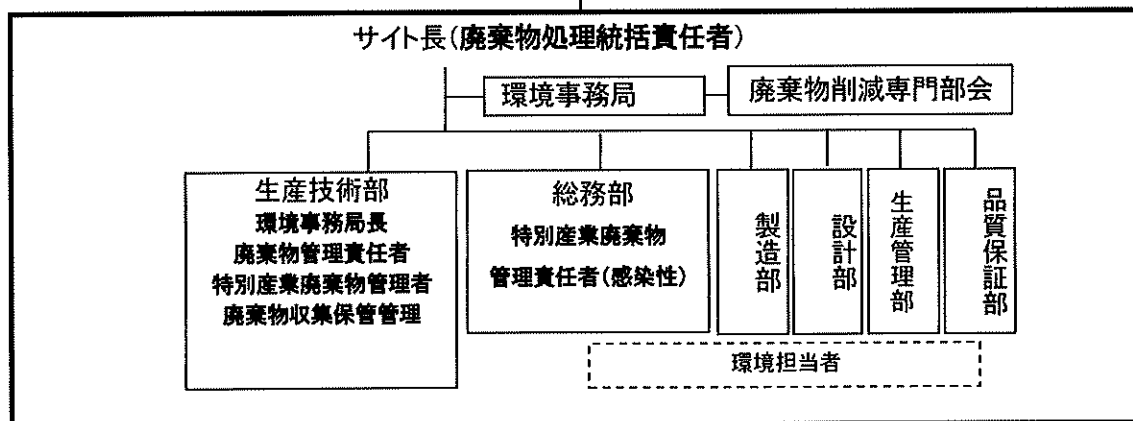
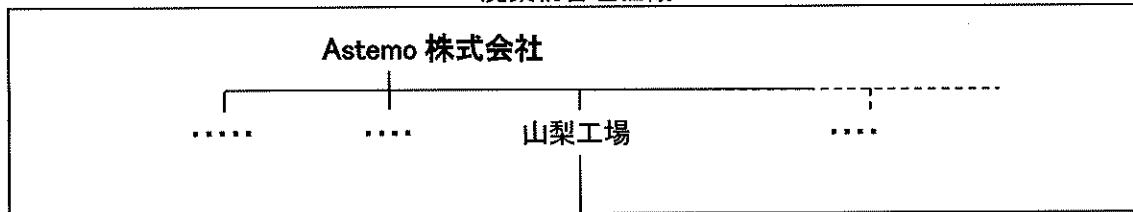
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

別紙(1)

統括責任者		山梨工場 サイト長
廃棄物担当		組織名称 Astemo 株式会社山梨工場 職:環境担当主任技師 担当者人数:2名
役割	環境事務局	1. 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 2. 廃棄物削減のための計画書策定の総括(計画の立案及び各部課の環境管理計画の調整及びフォローアップ) ・事務局長:生産技術部シニアダイレクター(環境管理責任者) ・事務局員:生産技術部環境担当者
	廃棄物削減専門部会	1. 廃棄物管理及び削減対策に係る共通問題の審議及び解決、提案。 2. 責任を遂行するための各職制への必要事項の調査および指示。 ・グループ長:特別管理産業廃棄物管理責任者 ・グループ員:環境担当主任技師、廃棄物管理者、現場担当者
	廃棄物管理責任者	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物保管、排出状況の把握 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の契約手続き ・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・事業所員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他関係する事項

廃棄物管理組織



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃酸（有害）	廃アルカリ（強アルカリ）	廃油（引火性廃油）	汚泥（有害）	感染性廃棄物 PCB
	排出量	53.9t	17.9t	19.3t	10.9t	0.640t	1.220t 0.000t
	(これまでに実施した取組)						
	①廃酸（強酸）の社内排水処理場での中和処理による委託処理量減量。 ②液更新の手順化により溶剤の無駄使用と排出過多の防止。						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃酸（有害）	廃アルカリ（強アルカリ）	廃油（引火性廃油）		
	排出量	61.1t	20.2t	21.8t	12.3t		
	(今後実施する予定の取組)						
	①薬品の濃度管理を適正に行い、薬液更新頻度を低減する。 ②めっき不良低減による薬品使用量の低減。						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (引火性廃油)	汚泥 (有害)	感染性 廃棄物	PCB
	全 処 理 委 託 量	53.9t	17.9t	19.3t	10.9t	0.640t	1.220t	0.000t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	44.9t	10.1t	18.1t	0.49t	0.0t	0.0t	0.0t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	53.9t	17.9t	19.3t	10.9t	0.640t	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	(これまでに実施した取組)							
	廃酸（強酸）の社内排水処理場での中和処理による委託処理量減量							
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 (強酸)	廃酸 (有害)	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (引火性廃油)			
	全 処 理 委 託 量	61.1t	20.2t	21.8t	12.3t			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	50.8t	13.2t	20.6t	0.6t			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	61.1t	20.2t	21.8t	12.3t			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t			
	(今後実施する予定の取組)							
	①社内排水処理場処理能力増強により、廃酸（強酸）排出量（産廃委託量）を削減する。							
	②めっき設備老朽部分の更新、改修を推進し、設備トラブルによる突発的なめっき液抜き取りを削減する。							
※事務処理欄								